平成22年度税制改正に関する要望書

平成21年7月

社団法人 全国乗用自動車連合会 会 長 富 田 昌 孝

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を 賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約22 億人以上のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的 責任を果たすため日夜努力を続けております。

タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99%(1千万円以下81%)を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、マイカーの普及、地下鉄等の都市交通網の整備、地方の人口減少などにより輸送需要が減少する中、昨年9月以降かつて経験したことがない世界同時不況による景気低迷の影響を強く受け極めて厳しい経営環境にあります。

このため、タクシー事業者は、安全・安心なサービスを提供し、 多様化・高度化する利用者ニーズに応える「総合生活移動産業」を 目指しつつ、それぞれ創意工夫を発揮した事業展開に努めておりま す。

法人タクシーが利用者ニーズに応えて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、公共交通機関としての使命を達成するため、経営の安定健全化が図られるよう下記のとおり、税負担の軽減等の措置を要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 消費税の社会保障目的税化等による免税点制度の廃止又は適 用上限の大幅な引き下げ等を図られたい

[要望理由]

消費税を社会保障目的税とされ、広く国民に負担を求めることとし、このような観点からも、地域の個別公共交通機関である法人タクシーと個人タクシーとの公正な競争を阻害する畏れのある免税点制度の廃止または適用上限の大幅な引き下げ措置を講じられたい。

また、将来、消費税率が引き上げられる場合には、タクシーについて生活関連公共交通事業として軽減税率を創設、適用されたい。

2. 自動車関係諸税の簡素化及び軽減措置の拡充を図られたい。

[要望理由]

道路特定財源の一般財源化に伴い課税根拠を失う自動車取得税、自動車重量税、燃料課税の問題、自動車取得税と消費税の二重課税の問題、更に、保有課税である自動車重量税は、保有段階では、既に自動車税、軽自動車税が課税されている問題等自動車保有者には重課税となっている。従って、自動車関係諸税の抜本的見直しを行い簡素化及び軽減措置を図られたい。

3. 環境税等新たな負担となる新税の導入に反対

「要望理由」

タクシー業界は環境対策として、自主的に地球温暖化防止対策を定め、これに基づき低燃費LPG車やガソリンハイブリッド車の導入、エコドライブの推進等によりCO2削減対策を積極的に推進しており、基準年(1990年)の政府目標の6%を大きく上回る14%強のCO2の削減を達成している。タクシー業界は苦しい経営の中、すでに自動車関係諸税等過重な税負担を強いられており、企業経営を圧迫することとなる環境税等の新税導入に反対する。

なお、更なるCO2削減を進めるためにLPGハイブリッド車の早期販売等を自動車メーカーに要望しているところである。

4. 特別措置の延長

○自動車税のグリーン化の延長について

[要望理由]

タクシー業界は、地球環境問題に対処するため燃費効率の優れているLPGハイブリッド車の販売を要望しているが、当該車両の販売までの間、ガソリンのハイブリッド車等の導入を進めているところである。円滑な導入のために、現行自動車税の軽減税率を延長されたい。

5. その他

(1)軽油引取税については、交付金もしくは、軽減の措置を講じられたい。

ハイヤー・タクシー用ディーゼル車両は、主に地方山間部等における中小事業者や福祉タクシー・乗合タクシーに使用しており、軽油引取税については、営業用バス、トラック同様に交付金の制度を創設するか、または軽減の措置を講じられたい。

(2)事業所税を非課税とされたい。

現在、保有台数250台を超えるタクシー事業者については、 事業所税を1/2に軽減されているが、ハイヤー事業を含めて バス、トラック事業と同様全て非課税とされたい。